# 省　令

**○厚生労働省令第二十五号**

水道法（昭和三十二年法律第百七十七号）第二十二条の二第一項の規定に基づき、水道法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年三月二十二日

厚生労働大臣　加藤　勝信

水道法施行規則の一部を改正する省令

水道法施行規則（昭和三十二年厚生省令第四十五号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| （水道施設の維持及び修繕） | （水道施設の維持及び修繕） |
| **第十七条の二**　法第二十二条の二第一項の厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。 | **第十七条の二**　法第二十二条の二第一項の厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。 |
| 一　（略） | 一　（略） |
| 二　水道施設の状況を勘案して、適切な時期に、目視又はこれと同等以上の方法その他適切な方法により点検を行うこと。 | 二　水道施設の状況を勘案して、適切な時期に、目視その他適切な方法により点検を行うこと。 |
| 三　前号の点検は、コンクリート構造物（水密性を有し、水道施設の運転に影響を与えない範囲において目視が可能なものに限る。次項及び第三項において同じ。）及び道路、河川、鉄道等を架空横断する管路等（損傷、腐食その他の劣化その他の異状が生じた場合に水の供給又は当該道路、河川、鉄道等に大きな支障を及ぼすおそれがあるものに限る。次項及び第三項において同じ。）にあつては、おおむね五年に一回以上の適切な頻度で行うこと。 | 三　前号の点検は、コンクリート構造物（水密性を有し、水道施設の運転に影響を与えない範囲において目視が可能なものに限る。次項及び第三項において同じ。）にあつては、おおむね五年に一回以上の適切な頻度で行うこと。 |
| 四　（略） | 四　（略） |
| 2　水道事業者は、前項第二号の点検（コンクリート構造物及び道路、河川、鉄道等を架空横断する管路等に係るものに限る。）を行つた場合に、次に掲げる事項を記録し、これを次に点検を行うまでの期間保存しなければならない。 | 2　水道事業者は、前項第二号の点検（コンクリート構造物に係るものに限る。）を行つた場合に、次に掲げる事項を記録し、これを次に点検を行うまでの期間保存しなければならない。 |
| 一～三　（略） | 一～三　（略） |
| 3　水道事業者は、第一項第二号の点検その他の方法によりコンクリート構造物又は道路、河川、鉄道等を架空横断する管路等の損傷、腐食その他の劣化その他の異状があることを把握し、同項第四号の措置（修繕に限る。）を講じた場合には、その内容を記録し、当該コンクリート構造物又は道路、河川、鉄道等を架空横断する管路等を利用している期間保存しなければならない。 | 3　水道事業者は、第一項第二号の点検その他の方法によりコンクリート構造物の損傷、腐食その他の劣化その他の異状があることを把握し、同項第四号の措置（修繕に限る。）を講じた場合には、その内容を記録し、当該コンクリート構造物を利用している期間保存しなければならない。 |

**附　則**

この省令は、令和六年四月一日から施行する。